

令和5年第9回京田辺市教育委員会定例会議事日程

令和5年9月20日(水)

午前10時開会

市役所3階305会議室

- 1 開会宣告
- 2 議事日程報告
- 3 日程第1 教育行政報告
- 4 日程第2 議案第46号 京田辺市内に在住する児童生徒が入学する学校を指定する規則の一部改正について
- 5 日程第3 議案第47号 令和5年度京田辺市教育委員会表彰について
- 6 閉会宣告

# 令和5年第9回京田辺市教育委員会定例会

## 教育行政報告

R05/08/18 ~ R05/09/20

### 1. 教育行政報告

#### 8月

20日 (日)	第13回カローリングカップ京都府大会	中央体育館
21日 (月)	経営会議 京都府・各市町(組合)教育長懇談会	305会議室 山城教育局
22日 (火)	市人権教育研究会 研究集会	中央公民館
25日 (金)	教育支援センター開所式 園長・教頭合同研修会	教育支援センター 中央公民館
28日 (月)	2学期始業式	各小・中学校
29日 (火)	第3回 教育委員会臨時会	305会議室

#### 9月

1日 (金)	2学期始業式	各幼稚園
6日 (水)	市議会本会議 (議案上程 他) 第27回京田辺市民ゲートボール大会	議場 常磐苑
8日 (金)	経営会議 行政改革推進本部会議	全員協議会室 全員協議会室
9日 (土)	「つくろう!ふるさと京田辺」vol.13秋の音楽祭 (～10日)	ブランチ松井山手
11日 (月)	市議会本会議 (一般質問①)	議場
12日 (火)	市議会本会議 (一般質問②)	議場
13日 (水)	市議会本会議 (一般質問③)	議場
14日 (木)	文教福祉常任委員会	委員会室
15日 (金)	山城教育局指導主事計画訪問 大住中学校合唱部表敬訪問	大住小学校 305会議室
20日 (水)	第9回教育委員会定例会	305会議室

### 2. 議会報告

## 議会報告

令和5年第3回京田辺市議会定例会

1. 令和5年9月11日、12日、13日開催 本会議 一般質問 p. 1～11
2. 令和5年9月14日開催 文教福祉常任委員会 議案審査、補正予算審査、所管事務調査 p. 12～28

令和5年第3回京田辺市議会定例会 一般質問質疑・答弁

質 問		回 答	
質問者	内 容	答弁者	内 容
向川弘 (公明党)	<p>○小・中学校体育館へのエアコン設置について</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・(1) エアコンの無い体育館での授業や部活動を行っているが、熱中症などの健康面等への影響の認識を問うと共に、リスク回避のために現在実施している対応方法とその頻度等および、その効果を問う。</li> <li>・(2) 近隣他市の小・中学校体育館のエアコン設置状況等の調査を行っていれば、その状況を問う。</li> <li>・(3) 小・中学校体育館へのエアコン設置をすべきと考えるが、市の見解を問う。</li> </ul>	教育部長	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 市立小中学校におきましては、熱中症対策など児童生徒や教職員の健康管理と学習効率の向上を図るため、平成26年度に児童生徒が1日の大半を過ごす普通教室と特別教室にエアコンを設置したところでございます。</li> <li>現在、体育館にはエアコンが設置されておられません。各学校では、気象状況に応じてカリキュラムを変更するなど弾力的な運営を行なうだけでなく、大型扇風機等の活用、あるいは適宜休憩や水分補給をするよう指導を徹底し、対策に努めているところでございます。</li> <li>これまで暑さに起因する重大な事故は発生しておりません。</li> <li>京都府内の他市では、八幡市が全市立小中学校体育館へのエアコンの設置を順次進め、長岡京市も設置に向けた準備を進めている他は、設置計画等はないと伺っているところですが、導入手法や工事期間、断熱設備の必要性、電気容量などの条件整理を行い、本市におきましても、今後設置に向けた検討を具体的に進めてまいりたいと考えております。</li> </ul>

質 問		回 答	
質問者	内 容	答弁者	内 容
田原延行 (自民一新会)	<p>○培良中学校の特色化事業について</p> <p>・市内小・中学校の偏在解消対策として、培良中学校において特色化事業を令和5年度から実施することだが、ソフト面及びハード面の整備について問う。</p> <p>(1) 培良中学校の特色化事業の進捗状況と今後の取組みについて問う。</p>	教育部長	<p>・ 培良中学校の特色化事業の今年度の取組みといたしましては、まずは、外国語教育では、専門家によるきめ細やかな教育を推進するため、専任の外国語指導助手を配置するとともに、生徒一人ひとりの学校生活や家庭生活での悩み、不安に寄り添うことができるようスクールカウンセラーの拡充を図ったところです。</p> <p>　　今後は、体験を通じた協働的な活動を学習できるよう、2学期には1年生を対象に農業体験学習を、また3学期には、2年生を対象に職場体験学習などを実施する予定にしております。</p> <p>　　次に、来年度から実施する学校選択制度の導入に向けましては、広報「ほっと京田辺」の7月号及び8月号において制度概要などについて周知を図ってまいりました。</p> <p>　　去る9月8日に募集要項を配布し、今後は、学校公開・保護者説明会などを行う予定にしております。</p> <p>　　6年度以降の取組みにつきましても、外国語教育の更なる充実や近隣の高校や大学との連携を通じた理系教育の推進など、一層魅力ある学校になるよう、各種取組みについて、培良中学校と協議し進めているところです。</p>

質 問		回 答	
質問者	内 容	答弁者	内 容
河田美穂 (公明党)	(2) 培良中学校を市内中学校の先進モデル校とし、学校の環境整備についても先進的な取り組みが必要だと考えるが、考えを問う。	教育部長	<ul style="list-style-type: none"> <li>培良中学校の環境整備につきましては、現在、放送室の整備を行なうとともに、プログラミング活動やeスポーツ部の創設を視野に、ハイスペックパソコン、或いは高速インターネット回線の導入といった情報環境の整備を進めているところです。</li> <li>また、培良中学校をはじめとする学校体育館へのエアコン設置に関しましては、導入手法や工事期間、断熱設備の必要性、電気容量などの条件整理を行い、今後具体的な検討を進めてまいりたいと考えております。</li> </ul>
	<p>○「生理の貧困」の解決について</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 小・中学校のトイレへの、生理用品の設置は進んでいるのか。</li> <li>(2) 小・中学校に、生理用ナプキンの配布装置(ディスペンサー)の設置を。</li> </ul>	教育部長	<ul style="list-style-type: none"> <li>小・中学校における生理用品につきましては、本市では、児童生徒自身の様子や家庭の状況を把握するという教育相談の観点を重視しており、学校という教育の場では、児童生徒の家庭生活などから来る変化を捉え、悩みを聞き、安心して相談できる関係づくりを心がけておりますので、保健室において、養護教諭や学級担任などを通して提供しております。</li> <li>現在のところ、小中学校のトイレへの生理用品の設置や生理用ナプキン配布装置の設置につきましては、考えておりませんが、必要とする児童生</li> </ul>

質 問		回 答	
質問者	内 容	答弁者	内 容
	<p>○子宮頸がんの発症予防を目的とした、HPV ワクチンについて</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・(3) 保護者の意識が少しでも高まるよう、小学6年生と中学生に学校を通じて、個別の通知を配布して、保護者と児童・生徒が HPV ワクチン接種について話す機会を。</li> </ul>	教育部長	<p>徒が、ためらうことなく、安心して申し出ることができるよう、啓発などの環境作りにも努めながら提供してまいりたいと考えております。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 子宮頸がんを含むがんに関する教育につきましては、学校において、保健の授業や健康安全教育の中で進められており、がんなどの病気へのリスクを児童生徒へ伝えるとともに、生活習慣から予防することや、がん患者の思いを知るという学習を行ったり、関係資料を配付したりしております。 議員ご紹介のHPV ワクチン接種に関しましては、教育委員会といたしまして、厚生労働省が作成した子宮頸がんの現状や HPV ワクチンの効果、リスクなどが掲載されたリーフレットを、情報提供の一つとして配布してまいりたいと考えております。</li> </ul>
増富理津子 (日本共産党 京田辺市議会 議員団)	<p>○福祉と教育が一体となった切れ目のない総合支援への取組について</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・増加している不登校児童の対策に向け、教職員全体で子どもの変化、予兆を把握しながら、家庭、スクールソーシャルワーカー、学び生活アドバイザーなどの関係者が連携しながら適切</li> </ul>	教育部長	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 京田辺市教育支援センターにつきましては、不登校児童生徒への支援に加えまして、未然防止の観点から教育相談活動も強化し、保護者や児童生徒の不安をいち早く受け止めることで必要な支援につなげるなど、学校や市と連携しながら、不登校対策をより一層効果的で充実させることのでき</li> </ul>

質 問		回 答	
質問者	内 容	答 弁 者	内 容
	<p>な支援につなげていく相談体制の強化が求められている。</p> <p>(1) 新たに開設された教育支援センターの理念と目的、具体的事業、人的配置について問う。</p>		<p>る拠点として、開設いたしました。</p> <p>この開設にあたりましては、令和3年度から学校教育審議会、或いはその後の教育委員会において慎重な審議をした中で、体制づくりを進めてきたものでございます。</p> <p>また、本センターには、センター長及び事務職員1名に加え、支援員10名の内、日々5名を配置するとともに、臨床心理士5名が日替わりで勤務する体制を構築しております。</p> <p>具体的な取組といたしましては、来室する児童生徒が、ソーシャルスキルトレーニングを行えるよう小集団活動をしたり、一人一人の進度に合わせた個別学習を行ったりしております。また、臨床心理士による教育相談を、1日あたり5枠を設定しまして、多くの方の相談を受け付けられるようにしております。相談がない時間は、臨床心理士が、通所する児童生徒の様子を観察し、その後ケース会議で支援の在り方を支援員とともに協議したり、保護者の同意のもと、直接本人へのカウンセリングも行ったりすることも考えております。さらに、家から出にくい児童生徒へは、保護者の同意のもと、訪問による支援も行えるよう体制を整備いたします。</p>



質 問		回 答	
質問者	内 容	答弁者	内 容
	<p>○学校給食について</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・持続可能な開発目標「SDGs」の観点からも、学校給食の地産地消を強化すると共に、有機農産物の使用を進めていくことが必要である。</li> <li>（１）学校給食に、地産地消でオーガニック給食の実現へ全国で機運が高まっている。京田辺市でも地産地消、オーガニック給食への取り組みを。</li> <li>（２）子どもたちの健やかな成長のために必要な、給食費の無償化を。</li> </ul>	<p>教育部長</p>	<p>今後は、未然防止の観点から、児童生徒一人一人の困り感や生きづらさ等を発見し、家庭や学校と連携して早期支援ができるよう、さらに環境整備を進めていく予定でございます。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・学校給食における地産地消についてであります。給食において提供するお米は、すべて京田辺市産「ヒノヒカリ」を使用しているほか、本市の特産品である玉露や抹茶などを給食に使用した「お茶給食」、すべての給食食材を地元産で提供する「まるごときょうとの日」などの取り組みを進めることによりまして、学校給食での地産地消を進めているところです。</li> <li>また、オーガニック給食の取り組みにつきましては、学校給食は大量調理となりますので、オーガニック食材を給食として使用するためには、特定の日に大量の食材を安定的に確保できる供給体制の構築、或いは学校給食費の範囲で栄養基準を満たす食材の購入が可能であるかどうかなど、現時点で学校給食への導入には、多くの課題があると認識しております。</li> <li>次に、給食費の無償化につきましては、学校給食費は、学校給食法において給食提供に係る費用</li> </ul>

質 問		回 答	
質問者	内 容	答弁者	内 容
吉高裕佳子 (無党派)	○男女共同参画の推進について ・(4) こども達を性暴力、性被害の被害者、加害者、傍観者にさせないために、教育現場でのこれまでの取り組みと「生命(いのち)の安全教育」としての、今後の取り組みについて市教育委員会に問う。	教育部長	負担が示されており、給食食材の購入に係る経費分(食材費)は保護者の負担とされていることから、給食費の無償化は考えておりません。  ・ こどもを性暴力、性被害の被害者、加害者、傍観者にさせないために、市立小中学校では、特別の教科道徳や特別活動をはじめ、すべての教育活動において、「命の尊さや素晴らしさ」、「自分を大切にすること」、「相手を尊重し、大事にすること」などについて、指導をしております。 文部科学省で令和2年6月に通知された「性犯罪・性暴力対策の強化の方針の決定について」を受け、令和3年度には、市内の小中学校養護教諭部会において、生命(いのち)の安全教育を、どのように児童生徒の学びに繋げるかを検討し、令和4年度には一部の学校で教材を使った授業を実施しております。今年度は実施した学校の成果と課題をもとに、さらに検証を進め、各校の実態に応じて生命(いのち)の安全教育を実施する予定にしております。
片岡勉 (NEXT 京田辺)	○事業者からの開発行為等事前協議の申し出があった場合の各部の対応について	教育部長	・ 本市において、事業者が施設を建設される場合、初めに、事業者は建設部開発指導課に開発行為等

質 問		回 答	
質問者	内 容	答弁者	内 容
次田典子 (無党派)	<p>・(2)開発等事前協議の窓口である建設部等を除いた関係する部局は、市民目線に立って、どのような内容を事業者に対して協議・調整しているか問う。(例えば、工事を行なっている付近の児童・生徒に対する配慮、付近住民への事業者からの事業内容の説明など)</p> <p>○教育委員会に問う</p> <p>・(1)京都府南部における夜間中学設置に向けて</p> <p>ア 近畿地方における未設置地域は、和歌山県と京都府のみとなってしまった。この現状についてどのように考えているのか。なぜ夜間中学が必要なのか、教育長の認識を問う。</p> <p>イ 責任をもって担当する窓口はどこなのか。あるのなら、入学希望者の把握や設置要望について、どのような対応をしてきたのか。</p> <p>ウ 国勢調査では、市内の義務教育未終了者が274人と分かった。これに関し、教育委員会</p>	教育部長	<p>協議申請書を提出され、開発指導課より関係部署に事業者への協議項目についての確認がございました。</p> <p>この際に、工事車両の通行・進入時における安全を確保すること、大型車両の進入については授業が開始される午前8時30分以降にすること、事業概要等について事前に付近の市立幼稚園・こども園・小学校・中学校に連絡すること、この3点について事業者へ指示し、幼児・児童・生徒の通園・通学時等の安全確保に係る配慮を求めているところでございます。</p> <p>・ 夜間中学は、高齢の方や不登校の経験者など十分な教育を受けられていない方々、日本で生活する外国の方々を受け入れる重要な役割を果たしていると認識しております。</p> <p>令和2年の国勢調査で、様々な事情により十分な教育を受けることができなかった方が本市においても一定数おられることが示されましたが、夜間中学の設置は、広域的な対応が必要な施策であり、一市町村の判断で実施することは難しく、京都府を中心とした取り組みが必要であると改めて認識をいたしました。</p>

質 問		回 答	
質問者	内 容	答弁者	内 容
	<p>では、どのように議論されたのか。</p> <p>・(2) 外国人の子どもたちへの教育保障について  ア 市内における学齢期の子どもの全人数と就学状況はどうか。  イ 把握していない子どもの調査をすすめるべきだ。  ウ 培良中学校に日本語クラスを設置せよ。  エ 府立定時制高校や京都市立洛友中学校との連携を進めよ。  オ 校内でしっかりした通訳者を採用しサポートするべきだ。</p>	<p>教育部長</p>	<p>また、市教育委員会においても、委員から同様のご意見があったところでございます。</p> <p>そのため、引き続き京都府教育委員会に協議会の設置を働きかけながら、その動向を注視してまいりたいと考えております。</p> <p>なお、夜間中学に関する情報収集等に関しましては、市教育委員会事務局では学校教育課を中心に行なっているところでございますが、現在のところ夜間中学への入学希望者や設置要望はございません。</p> <p>・ 京田辺市内の学齢相当の外国人の子どもの人数は、令和5年5月1日現在33人、うち23人が市立小学校をはじめとする義務教育諸学校、7人が外国人学校に就学しております。</p> <p>就学義務のない外国人の子どもに関しては、就学状況の把握に難しい点はあるものの、転入手続時に学校教育課の窓口で聞き取りを行なうなど、今後も就学状況の把握に努めてまいります。</p> <p>また、培良中学校に日本語クラスの設置をする考えはございませんが、市立小中学校に在籍する外国人の子どもの進学に当たっては、必要に応じて府立の定時制高校や京都市立洛友中学、或いは</p>

質 問		回 答	
質問者	内 容	答弁者	内 容
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・(4) 文部科学省は、多様な学びの場の整備としてフリースクールなどの支援と各校に校内教育支援センターの設置を呼びかけているが、市はどのように考えるか。</li> </ul>	<p>教育部長</p>	<p>京都府国際センターなどとの連携を進めてまいりたいと考えております。</p> <p>通訳者の採用に関しましては、これまで、日本語の面で支援が必要な児童生徒に対して、可能な限り個別に母語ができる支援員を市費で配置しているところです。</p> <p>しかしながら、支援員の確保は、様々な言語があって現実的に困難な場合もあるため、今後、支援のあり方を研究してまいります。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・本市教育委員会といたしましては、多様な学びの場があることは、社会的自立に向けてよりよい支援になると考えています。そうしたことから、校内教育支援センターにつきましては、今年度から京都府の指定を受けて、田辺中学校に設置をしており、その効果を検証し、よりよい運営を検討してまいります。</li> </ul> <p>また、不登校児童生徒に対して学習活動などを行う民間施設、いわゆるフリースクールにつきましては、京都府において6施設が認定されており、本市児童生徒が当該施設に通所する場合は、必要に応じて連携をしてまいります。今後も、こうした子どもたちの多様な学びの場について、学校や家</p>

質 問		回 答	
質問者	内 容	答弁者	内 容
国重昂平 (自民一新会)	<p>○小・中学校の体育館機能（教育及び災害）の充実について</p> <p>・（１）近年の異常気象を鑑みて、教育環境の充実と防災の観点からも体育館の空調設備の設置が必要であると考え、市の認識は。</p>	教育部長	<p>庭と連携しながら、よりよい支援に努めてまいります。</p> <p>・ 市立小中学校におきましては、熱中症対策など児童生徒や教職員の健康管理と学習効率の向上を図るため、平成２６度に児童生徒が１日の大半を過ごす普通教室と特別教室にエアコンを設置したところです。</p> <p>現在、体育館にはエアコンが設置されていないことから、各学校では、気象状況に応じてカリキュラムを変更するなど弾力的な運用を行なうだけでなく、大型扇風機等の活用、あるいは適宜休憩や水分補給をするよう指導を徹底し、対策に努めておりますが、今後、導入手法や工事期間、断熱設備の必要性、電気容量などの条件整理を行い、整備スケジュールを含め、できるだけ早い時期での設置に向けた検討を具体的に進めてまいりたいと考えております。</p>

( 文教福祉常任 ) 委員会審議状況報告書

質 問		回 答	
質問者	内 容	答弁者	内 容
吉高裕佳子委員 (無会派)	<p><b>【議案審査】</b> ○令和4・5年度継続施行(仮称)学校給食センター新築等工事請負契約の一部変更契約について</p> <p>増額の内訳は。</p>	開発指導課長	<p>資材単価と労務単価を分けて積算していないが、建築工事で約2,600万円。電気設備工事で約2,360万円、機械設備工事で約8,250万円、合計で約1億3,200万円の増額。</p> <p>一番大きいのは機械設備工事の厨房機器で約3,880万円、空調設備で約1,000万円、金属工事約900万円、受変電設備工事で約900万円。</p>
	資材の調達やスケジュールに影響は無いのか。	開発指導課長	納期は守られている。予定出来高で8月末終えているので順調に進捗していると考えている。
	労務単価が5.2%引上げということだが、職種や人数は。	開発指導課長	そのような積算方法ではないため把握していない。
	必要経費も全て含まれているのか。	開発指導課長	含まれている。

<p>増富理津子委員 (日本共産党 京田辺市議員団)</p>	<p>3月議会でも増えていたが、今後も増える可能性はあるのか。</p> <p>国の補助金の変更はあるのか。</p> <p>補助金は工事費が上がっても変わらないのか。補助率では無いのか。</p> <p>物価上昇が著しく、市の持ち出し分が増えるのは、給食センター以外の件でも起こりえると思うが、補助金を金額では無く率でもらえるよう要望すべきと思う。</p>	<p>建設政策推進 室担当課長</p> <p>学校給食課長</p> <p>学校給食課長</p>	<p>労務単価は国で年に1度2月頃に改正されるので、急激な変動で改正があればそれに合わせて変更する。資材単価も極端に上がった場合はスライド情報を適用して変更する可能性はある。現状の進捗や残工事の状況では、変更はないのでは無いかと考えている。</p> <p>事前に府を通じて協議した額で変わらない。</p> <p>額は変わらない。</p>
<p>長田和也委員 (NEXT京田辺)</p>	<p>変更契約の際、業者から出される金額について、適正かどうかの判断はどうしているのか。</p>	<p>開発指導課長</p> <p>建設部副部長</p>	<p>当初は令和3年8月時点の単価で積算していたが、今回、令和5年3月時点の国土交通省の積算基準に基づいて金額を決めている。</p> <p>変更金額は業者の希望額では無く、市の設計書に基づく額である。業者から出てくる額のチェックはしている。</p>



<p>河田美穂委員 (公明党)</p>	<p><b>【補正予算審査】</b> 小学校修繕費と図書館の修繕費の内訳は。</p> <p>学校も老朽化しているところについて、来年度予算を取るように。図書館の高圧受電設備の老朽化は危険では無いのか。</p> <p>図書館は火事等になると大変なので、早く修繕するようお願いする。</p>	<p>学校教育課長</p> <p>教育部副部長</p> <p>教育部副部長</p>	<p>緊急修繕として当初計上していたが、漏水やエアコンの故障、放送設備の故障等、想定以上に修繕が必要となった分である。</p> <p>中央図書館の高圧受電設備改修。令和5年2月の年次点検で老朽化が判明したため改修するもの。</p> <p>現在は事故は発生していないが、事故になると危険なため、補正後至急修繕したい。</p>
<p>増富理津子委員 (日本共産党 京田辺市議員団)</p>	<p>子どもの教育のための総合交付金については、教育支援センターだけでなく、多くの項目があるとわかった。合計約5,000万円で、府の支出金が約2,500万円となっているが、その差額が市の支出と考えると良いのか、他に交付金等あるのか。</p> <p>補助金の活用は大事。何にどれだけの支出がされているのか、資料要求をしてよくわかった。丁寧な資料を検討いただきたい。</p>	<p>教育総務室 担当課長</p>	<p>資料は支出予算の額。基本的には事業の2分の1の内示を受けているが、学校における医療的ケア児支援体制整理事業は、府と別に国から69万1,000円の補助を受けており、その分を差し引いた額の174万9,000円に対する2分の1となっている。</p>

<p>河田美穂委員 (公明党)</p>	<p>【所管事務調査】 ○教育支援センターについて</p> <p>教育支援センターにおける予防的なこととはどういったことをするのか。他市町では大学等と連携して家庭訪問を行ったりしているが、そういったことは考えているのか。</p> <p>予防というのは学習面ということか。不登校を未然に防ぐための訪問等は。</p> <p>未然防止は大切であり、未然防止もしながら、毎年80人ほどいる不登校の子への手立ては、支援センターではどのようなことを考えているのか。</p> <p>これまでポットラックでも行っていた内容と思う</p>	<p>こども・学校サポート 室総括指導主事</p> <p>こども・学校サポート 室総括指導主事</p> <p>こども・学校サポート 室総括指導主事</p> <p>こども・学校サポート</p>	<p>予防については、学習が困難な子どもや、集団が苦手な子どもについて、特別支援教育の観点から支援することで、未然防止ができると考えている。訪問については、教育支援センターで体制を作っている。ニーズがあれば対応していく。</p> <p>現在は学校の中で、その子がどんなことで困っているのかの見立てをして、その子に応じた支援を行っている。教育支援センターにもそういった機能を持たせながら、早期に手立てをし、未然防止できればと考えている。</p> <p>大学との連携は考えていないが、学校と教育支援センターの連携の中でやっていきたい。</p> <p>不登校の子どもに対する、教育支援センターの対応は、本人にとって適当と判断されれば、ひとつは居場所として、小集団活動や学習支援の場を設定し、もうひとつは、家から出られない子どもに対する訪問支援の体制を組み、社会とのつながりを目指していく。</p> <p>変わったのはスペースの部分。学習支援を子どもに</p>
-------------------------	--	---	--

<p>が、教育支援センターになって何が変わるのか。教育支援センターでは保護者だけでも相談や見学等できるのか。</p> <p>ポットラックは学校を通じてでないとおポイントを取るのが難しかったが、教育支援センターになって、保護者がダイレクトに相談できることは大きく変わるところと期待している。学校を通じずに相談したい方もいると思うがその辺りの対応はどうか。</p> <p>関わりを持たれた方は良いが、保護者の中にも諦めたり行きづらくなった家庭もあると思うが、そういった方へのケアはどうか。</p> <p>今始まったところであるが、これまでできなかったことをできる機会だと思うので、学校や保護者等と連携しながらやっていただきたい。</p> <p>増富理津子委員</p>	<p>室総括指導主事</p> <p>子ども・学校サポート 室総括指導主事</p> <p>子ども・学校サポート 室総括指導主事</p> <p>子ども・学校サポート 室総括指導主事</p>	<p>合わせて行っていくことは、これまでもこれからも変わりなく大切にしていきたい。保護者の方の見学希望は受け付けている。現在も保護者や学校からの問合せについて、面談で教育支援センターについて紹介し、丁寧に進めていく。</p> <p>学校を通じてでなくても保護者から直接相談は受ける。ただ、今その子にはどの居場所が適切かは、かなりしっかりと見極める必要があり、学校との連携や保護者との丁寧な面談を大事にしなければならない。</p> <p>不登校が長くなった子どもは出る機会を見失ってしまったり、保護者も辛い思いをされている。日々学校で状況把握し、支援をしながら、学校を通じて教育支援センターについての啓発したり、ホームページやパンフレットで教育支援センターについて周知していきたい。</p> <p>不登校は1学期末で小学生49人、中学生61人。</p>
---	--	---

<p>(日本共産党 京田辺市議員団</p>	<p>ターの登録者数は。小学校、中学校の内訳は。</p> <p>対応する指導員の数と勤務時間は。</p> <p>子どもの状況は、集団活動が多いのか、個々の活動が多いのか。</p> <p>ポットラックではおやつ作り等されていたが、教育支援センターでもできるのか。集団活動の内容は。</p> <p>配置する 5 人の臨床心理士は正規で責任者の人も居るのか。</p> <p>その中でまとめるのは誰がするのか。</p> <p>スクールソーシャルワーカーや学びのアドバイザーとの関わりは。</p>	<p>室総括指導主事</p> <p>子ども・学校サポート 室総括指導主事</p> <p>子ども・学校サポート 室総括指導主事</p> <p>子ども・学校サポート 室総括指導主事</p> <p>子ども・学校サポート 室総括指導主事</p> <p>子ども・学校サポート 室総括指導主事</p>	<p>支援センターの登録者数は 9 月で 11 名。本日 1 名。入る見込み。少しずつ増えている。</p> <p>支援員は登録が 10 名。勤務時間は 8:45～15:45 で休憩 1 時間。1 日の配置は 5 名程度。 先ほどの質問の、令和 4 年度で通所している子どもの内訳については、小学校 2 名、中学校 13 名。</p> <p>日によって違い、中学生で、学習したい子どもが多い日は個々の対応、小学生は小集団活動が多い。</p> <p>体育館で運動したり、農作業を行ったり、焼きそばづくりが楽しかったという話もあり、料理も CIK ビルで実施可能。</p> <p>正規の方はいない。臨床心理士や公認心理師の資格の方もいる。</p> <p>センター長がまとめる。センター長はスーパーバイザーから助言をもらい、より良い運営を行えるよう進める。</p> <p>スクールソーシャルワーカー等、福祉的な側面のサポートについては、センターとしても機能を持たせつつ、相談を一元化できるよう、人員配置も含め検</p>
---------------------------	---	--	---

<p>久保委員 (自民一新会)</p>	<p>是非福祉との関わりは持っていつてもらいたい。就学時に悩む人が多い。幼児期からの福祉との関わりが大事と思うが、どう考えているか。</p> <p>検査は、半年や1年待たないといけない、難しい状況なので、市の支援センターで検査ができれば良いと思う。</p> <p>教育支援センターの、箱の大きさや機能等、先をどう見据えているのか。</p> <p>他市町では廃校を利用して、場所を拡充し、居場所</p>	<p>こども学校サポート 室総括指導主事</p> <p>教育総務室 担当課長</p> <p>こども学校サポート 室総括指導主事</p> <p>教育部長</p>	<p>討を進めたい。</p> <p>幼保で受けた支援のつながりは大事。幼保から小学校へ、小学校から中学校へ上がる際に、支援をつなぐあしあとファイルを作成しており、それを大事にしながらか切れ目のない支援をしていきたい。</p> <p>既に就学相談委員会で次の就学に向けてつないでいるが、その判断に当たり、発達検査等を行うが、検査の資材や人の派遣をセンターでできないか、来年度予算等の調整中であり、今後センターとして適正就学への支援ができればと考えている。</p> <p>今は不登校支援のための機能拡充をしている。その後、特別支援的な観点での支援を行う。最終的にはスクールソーシャルワーカー等の福祉面での相談も受けられるように、保護者がどんなことで困っているのか、まずは相談いただき、そこから福祉や特別支援等へつなぐ体制ができればと考えている。</p> <p>将来イメージをしっかりと持つ必要はある。これまで</p>
-------------------------	--	---	--

<p>吉高裕佳子委員 (無会派)</p>	<p>づくり等の取組をされているところもある。他の課題ともリンクしながら解決できることも多いと思うので、先を見据えて取り組んでいただきたい。</p> <p>教育支援センターに行くのに、送迎は以前と同様必要なのか。</p> <p>利用しにくいという声もあったので、送迎無しでも行けるように考えてもらえたらと思う。現在の福祉部との連携の状況はどうか。</p> <p>長岡京市の教育支援センターを見たが、箱庭があったりした。施設の充実について、今の状況や目指すところは。</p>	<p>子ども・学校サポート 室総括指導主事</p> <p>子ども・学校サポート 室総括指導主事</p> <p>子育て支援 課長</p> <p>子ども・学校サポート 室総括指導主事</p>	<p>の教育支援だけでなく、発達支援も意識しながら、特別支援教育にもつなげていく事が大事。福祉との連携も大事。今立ち上げたばかり。成果や課題をしっかり見つめ、さらに発展的な施設となるよう努めていきたい。</p> <p>変わっていない。</p> <p>センターではないが、学校と福祉の連携として、スクールソーシャルワーカーが配置され、関係各所につないでいる。</p> <p>福祉部では学校と家庭児童相談室が定期的に情報共有している。今後は必要に応じ教育支援センターへもつないでいきたい。</p> <p>教育相談室について、現在は面談できるよう、机を並べて整備している。今後は、面談の機密性を確保しながら、安心して相談できる環境作りに努めたい。子どもの教育相談も進めていきたいので、プレイセラピーの場所を確保したり、箱庭等あらゆる相談が受けられるような設備を整えていきたいと考えている。</p>
--------------------------	--	---	---

	<p>施設の充実も丁寧に考えておられると思うので、しっかり進めていただきたい。不登校の親の会があったり、不登校や精神障害の子どももケアできる訪問看護のケアステーションができると聞いているが、その辺りとの連携は。</p> <p>情報を把握されているということで安心した。支援センターに登録している12人は、直接支援センターに連絡があったのか、学校からの紹介か。</p> <p>問合せがあるということなので、内容を把握しておいて欲しい。校内のフリースクールが田辺中学校にあるが、宇治市でされているような、別室登校の居場所づくりについてはどう考えているが。</p> <p>教育支援センターの周知は具体的にどのようにされるか。</p>	<p>こども・学校サポート室総括指導主事</p> <p>こども・学校サポート室総括指導主事</p> <p>こども・学校サポート室総括指導主事</p> <p>こども・学校サポート室総括指導主事</p>	<p>市内にそういった施設があるという情報は得ている。今後も情報収集に努め、連携のあり方については考えていきたい。</p> <p>12人はこれまでからの引き続きで、学校を通じてアセスメントした子どもである。</p> <p>居場所づくりは国、府も進めている。本市でも不登校支援システム事業に田辺中学校で取組んでいる。その中でどう取り組むのが良いのか日々考えながら運営している。この事業については大学の先生のスーパーバイズを受けながら、本市に合う形を検討していきたい。</p> <p>教育委員会のホームページでの発信と、リーフレットは、市内小中学校の全児童・生徒へ配布を考えている。10月号のほっと京たなべに、開所式の様子も含め広報する。</p>
--	---	---	---

<p>長田和也委員 (NEXT 京田辺)</p>	<p>不登校になった主な理由は。不登校が増加している要因は。</p> <p>不登校が増えている要因と感じていることがあれば。</p> <p>昔は学校に行って当然という認識だった。今は居場所の選択肢が増えた結果、不登校も増えたのではないかと感じている。センターの設置により、拡充された機能や体制の変化があれば。</p> <p>教育相談や訪問は今までからの継続ではなく、新たにということか。</p> <p>8月に委員会で日野市と小金井市を視察した。部長の感想は。</p>	<p>こども・学校サポート 室総括指導主事</p> <p>こども・学校サポート 室総括指導主事</p> <p>こども・学校サポート 室総括指導主事</p> <p>こども・学校サポート 室総括指導主事</p> <p>教育部長</p>	<p>不登校の理由は一概には難しい。色々な要因が複雑に絡み合っている。一例では学習がわからないとか、大人数が居心地が悪い等、様々な要因がある。子どもたちの背景も含め聞き取りながらより良い支援をしていきたい。</p> <p>現場の話では、考え方の多様化がある。</p> <p>センターで教育相談ができるようになったこと、訪問支援の体制ができたこと、子どもの希望により開所時間を延長し、夕方まで学習ができるようになったことがある。</p> <p>新たに行うもの。</p> <p>日野市の発達教育支援のあり方、小金井市の教育支援センターのあり方、それぞれに特徴があったが、小金井市が本市の目指すところに近いかと感じた。小金井市は、教育相談、不登校の通所施設、発達支援の3つの柱で、市内の大学とも連携され、保護者や子どもの不安を払拭する良い施設で、本市にも生かせればと思う。日野市は違うアプローチで、特に発達に課題を抱える子どもに対し、一元的に支援を</p>
------------------------------	---	---	---



<p>有田幸平委員 (日本維新の会・ 無所属南部の会)</p>	<p>両市とも、教育と福祉の連携をさらに強化していくことを強調されていたが、教育というのは、学校加教育部かどちらの認識か。</p> <p>利用者が一元化された窓口で安心して相談できる形を作っていければという認識を確認した。本市のあしあとファイル強化の考えは。</p> <p>就学時に福祉から教育へ担当が変わってしまうのではなく、あしあとファイルによって福祉も継続して支援できているのか。</p> <p>支援センターには現在 12 名いるということだが、想定人数は。</p>	<p>教育部長</p> <p>こども・学校サポート 室総括指導主事</p> <p>こども・学校サポート 室総括指導主事</p> <p>こども・学校サポート 室総括指導主事</p>	<p>していく施設であった。利用者目線では、成長と共に窓口が連続していないことの不安感はあると思われるので、ここに行けば相談に乗ってもらえ、継続して見守ってもらえるといった安心感を市民の方に感じてもらうことは非常に大切であると思った。</p> <p>利用者目線ということが重要と考えており、学校というより、教育部と福祉部が連携できている、あるいは窓口が一つになっているといった、利用者から戸惑いが出ないような支援の仕方が大切と考える。</p> <p>あしあとファイルは関係各所が書ける箇所があり、いろんな情報を集めて支援をつないでおり、現状課題はなく、より良い支援になるよう引き続き取り組んでいく。</p> <p>情報共有し、つないでいきたい。</p> <p>何名という想定はしていない。特別支援教室に比べると 5 割程度広くなっている。何名までという上限ではなく、来る子は受け入れていきたい。</p>
---	--	---	---

	<p>12名は一度に来られるわけではないということか。</p> <p>ビルの3階でされているため、他の利用者に出会うこともある。日野市では教室はくもりガラスにしたり、外部と接触しないようにしたり、柱を円くしたりされていたが、そういった設備投資は考えているか。</p> <p>安全面に配慮し、事故を未然に防止できる体制でやっていただきたい。あしあとファイルは保護者同意の上か。</p> <p>保護者が持っていて、内容は常に事務局が把握できるのか。</p> <p>現在のセンターの大きな目的は不登校の支援であるが、普通級への復帰は目指すのか。</p>	<p>こども・学校サポート室総括指導主事</p> <p>こども・学校サポート室総括指導主事</p> <p>こども・学校サポート室総括指導主事</p> <p>こども・学校サポート室総括指導主事</p>	<p>12名登録しているが、その日の気持ち等により、だいたい1日5~6名来ている。時間を分けるのではなく、来たいときに来て良いという形である。</p> <p>安全面はしっかりと配慮しなければならない。人目につかないような配慮も必要。3階については、ドアを1箇所だけ使用し、入室時のルールを子どもたちにも伝え、外部からの侵入に対する安全面の配慮もしている。</p> <p>あしあとファイルは基本的に保護者が持っているもの。幼稚園、保育園の時に記載されたファイルを、就学時に学校に見せていただき、今後の支援を相談する。</p> <p>あしあとファイルは、これまで積み上げられたものを、小学校1年生にあがる際に保護者の方に持って来ていただき、手立てを考える。小学校6年間でも積み上げ、中学校へ上がる際に保護者の方に持って生きていただく。</p> <p>学校復帰を目的にはしていない。社会的自立のために、センターとの関わりの中で、ゆっくりと外とのつながりをつくり、最終その子が学校に戻りたいという思いがあった場合は、次のステップを考える。</p>
--	---	---	---

<p>久保委員 (自民一新会)</p>	<p>○特別支援教育について</p> <p>現在、子どもの数は減っているが、支援の必要な子は増えていると認識している。本市の支援が必要なこの推計を教えてください。</p> <p>何を持って支援が必要とするかの定義は難しい。子どもをまん中に切れ目のない支援をと打ち出しているので、データも取りまとめながら、取り組んでいかないといけないと思う。特別支援が必要なところへの切れ目のない支援体制とはどのようなものか。</p>	<p>学校教育課長</p> <p>子育て支援課担当課長</p> <p>教育指導監 こども・学校サポート室総括指導主事</p> <p>子育て支援課担当課長</p> <p>学校教育課長</p>	<p>児童数の推計はしているが、支援を要する方は色々な定義があり、特別支援学級の推計はしていない。</p> <p>個別発達相談は令和4年度に281名相談を受けている。年々増えている傾向にある。</p> <p>学校現場の状況について、特別支援学級について、市内12校の内、学級数は33学級で小学校26学級、中学校7学級。支援級在籍の児童数は140名で、小学生104名、中学校36名。</p> <p>妊娠期から出産、子育て期まで、切れ目のない支援ということで、各種健診を行う中で、発達に課題のある子どもについては、発達相談員の検査を含め、子どもや保護者の支援をしている。保育所幼稚園では、就学先につなぐことを意識して、丁寧に関わりを進めている。</p> <p>就学時につなぐという観点から、就学相談委員会を開催しており、小学校の教員、幼稚園・保育所の教職員等が入り、適切な就学につなげている。入ってからも支援が必要な子どもには、市費で支援員を配置し、フォローしている。</p>
-------------------------	--	--	--

	<p>あしあとファイルをどう活用されているのか。DX化と言われている中、データベース上で管理し、関係職員が閲覧できるようにしていないのか。</p> <p>ファイルに記載するのは日常的にアップデートされているものなのか。</p> <p>日常的に、保護者やスクールの先生等、気になったことを常にアップデートできるようになっていて、それを常に家計職員が共有できるようになっていてと切れ目のない支援ができるのではないのか。この先のデータ管理等はどう考えているか。</p> <p>視察先ではしっかりとしたセキュリティの元、出先機関も含め情報共有されていた。視野を広げて</p>	<p>こども・学校サポート室総括指導主事</p> <p>子育て支援課担当課長</p> <p>こども・学校サポート室総括指導主事</p> <p>こども・学校サポート室総括指導主事</p> <p>教育部長</p>	<p>内容は個人情報であり、学校現場でも取扱いは保護者了解というところを大事にしており、DX化ではなく、保護者の責任でしっかりと保管し、保護者の了解を得たものについて情報共有している。</p> <p>子育て支援課では、あしあとファイルを教育委員会から何冊かもらっており、担当地区の保健師が、幼保小学校等へつなぐために必要であると説明をして保護者に渡している。</p> <p>あしあとファイルは、日常的にしている支援の内容や、こういうときがあるという状況や、それに対してこんな支援をしたといったことを、その都度ではなく一定期間を振り返りながら書くもの。</p> <p>あしあとファイルは、発達検査の結果等の記載もあり、保護者管理の下というのが大前提と考える。共有の仕方については、保護者中心から、関係各所がやりとりできるかどうかについては研究が必要であるが、第一に個人情報の扱いについて大事に考えていきたい。</p> <p>視察先ではシステムを構築され、民間も含め情報共有され、セキュリティに配慮しながら一元化できる</p>
--	---	--	---

<p>吉高裕佳子委員 (無会派)</p>	<p>システムの拡充も進めてもらいたい。</p> <p>インクルーシブ教育の観点についてどのように考えているか。</p> <p>中途半端に進めると、逆に学力に差が出たりその子に合わせた支援ができなかったり、いじめにつながったり、色々なことがあり、一概にインクルーシブ教育が良いと言うのは難しいが、国や府も地域特性に合わせてながら進めるとなっているため、京田辺らしい形にしてもらえればと思う。令和5年度京田辺市教育の方針では、特別支援教育の主な取組として、特別支援教育コーディネーターを中核とした校(園)内委員会等の校内組織の充実を図り、全教職員が一致して組織的・計画的に教育的な支援を進める。とあるが、詳細は。</p> <p>次に書かれているアセスメント票で保護者と連携して個別の計画を立て、さらに医療、福祉、労働等の関係機関と連携を深めながら具体的な指導目標</p>	<p>子ども・学校サポート 室総括指導主事</p> <p>子ども・学校サポート 室総括指導主事</p> <p>子ども・学校サポート 室総括指導主事</p>	<p>環境を作られている。そういったことも念頭に置き今後の支援体制を進めていきたい。</p> <p>インクルーシブ教育は重要な考え方ではある。一方で個々に応じた支援も重要で、一人一人のニーズに最も的確に答えつつ交流をしていくということで、交流が先になると、その子の力を伸ばす方が薄くなってしまう。その両面をしっかりと見極めて進めたい。</p> <p>各学校で毎月1回程度は会議を持ち、支援が必要な子どもに対してのアセスメントを、担任だけでは難しいので学校組織としてケース会議を持ち進める。より重点的に支援が必要な子どもは、さらにケース会議を持ち、検証と今後の検討を行う。</p> <p>保護者と支援の方向性の共通理解を図るために、学校はアセスメントを元に教育支援計画を作成し、保護者に内容を確認いただいている。</p>
--------------------------	--	---	---

	<p>や指導内容の明確化と PDCA サイクルによる支援の充実となっているが、それについて今の取組はどうか。</p> <p>医療、福祉、労働等の関係機関と連携はどうか。</p> <p>学校現場では丁寧に伴走型でされているということがわかった。あしあとファイルや連絡シートで保護者や幼稚園・保育所と情報共有を図り進めるということによいか。交流及び共同学習を充実し、正しい理解と認識を深める指導の充実を図ると共に保護者や地域の理解を深めるための啓発に努める、というところは今後されるのか、今している取組はあるか。</p> <p>医療的ケア児の現状は。</p> <p>医療的ケア児ガイドラインに書かれている協議会をつくって進めているのか。</p>	<p>こども・学校サポート室総括指導主事</p> <p>こども・学校サポート室総括指導主事</p> <p>学校教育課長</p> <p>学校教育課長</p>	<p>まずはアセスメントした後、教育支援計画を保護者と共有しながら支援を進める。もう一度見立てをしないといけない場合もあり、医療や福祉への紹介にも取り組んでいる。</p> <p>共同学習や交流は各学校でさまざまな取り組みがされている。例えば小学校の特別支援学級と協力学級の交流や、全校に向けて特別支援学級の紹介をし、いろいろな子どもや学び方について指導している。ユニバーサルデザインの考え方は、各校で教職員研修している。</p> <p>小中学校全体では1名いる。4月に小学校へ入学され、看護師を配置して対応している。</p> <p>医療的ケアについては健康福祉部で協議会を設置しており、市立小中学校や幼稚園に入られる場合は、検討会を設置して、看護師配置の妥当性等の検討を行っている。</p>
--	--	---	---

	<p>そこもしっかり連携されていることがわかった。 長岡京市では今後共生型の福祉施設を作っていく ということで、特別支援学校の建て替えに当たり、 発達支援センターや高齢者施設をいれていかれ る。本市も今後建て替えの際等にそういった検討 が必要と考える。</p>		
--	--	--	--

議案第46号

京田辺市内に在住する児童生徒が入学する学校を指定する規則の  
一部改正について

京田辺市内に在住する児童生徒が入学する学校を指定する規則の一部を改正  
する規則を別紙のとおり定める。

令和5年9月20日 提出

京田辺市教育委員会教育長 山岡 弘高

(提案理由)

本件は、令和6年度から市立学校に学校選択制度を導入することについて、  
所要の改正を行うため提案するものである。



## 京田辺市教育委員会規則第 号

京田辺市内に在住する児童生徒が入学する学校を指定する規則の一部を  
改正する規則（案）

京田辺市内に在住する児童生徒が入学する学校を指定する規則（平成9年京  
田辺市教育委員会規則第4号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項中「通学区域は」の次に「、教育委員会が特に認める場合を除  
き」を加える。

### 附 則

この規則は、公布の日から施行し、この規則による改正後の京田辺市内に在  
住する児童生徒が入学する学校を指定する規則の規定は、令和6年4月1日以  
後に入学し、又は転学する児童生徒に適用する。

京田辺市内に在住する児童生徒が入学する学校を指定する規則の一部を改正する規則（案）新旧対照表

改正案	現 行	改正理由
<p>(入学すべき学校の指定)</p> <p>第2条 前条の規定により指定する学校（以下「入学指定校」という。）の通学区域は、<u>教育委員会が特に認める場合を除き</u>、別表第1及び別表第2のとおりとする。</p> <p>2及び3 (略)</p>	<p>(入学すべき学校の指定)</p> <p>第2条 前条の規定により指定する学校（以下「入学指定校」という。）の通学区域は、別表第1及び別表第2のとおりとする。</p> <p>2及び3 (略)</p>	<p>学校選択制度の導入に伴う特例の追加</p>

○京田辺市内に在住する児童生徒が入学する学校を指定する規則

平成9年1月13日

教育委員会規則第4号

改正 平成14年2月22日教委規則第5号

平成18年9月29日教委規則第9号

平成19年6月29日教委規則第7号

平成22年8月27日教委規則第8号

平成23年2月8日教委規則第1号

平成26年4月1日教委規則第1号

令和元年10月18日教委規則第5号

(趣旨)

第1条 この規則は、学校教育法施行令(昭和28年政令第340号。以下「政令」という。)第5条第2項(第6条において準用する場合を含む。)の規定により、京田辺市内に在住する児童生徒が入学する学校を指定することについて必要な事項を定めるものとする。

(入学すべき学校の指定)

第2条 前条の規定により指定する学校(以下「入学指定校」という。)の通学区域は、別表第1及び別表第2のとおりとする。

2 政令第8条の規定により入学指定校を変更する場合は、前項の規定によらないことができる。この場合において、児童生徒の保護者は、入学指定校の変更を教育委員会に申し出なければならない。

3 教育委員会は、前項の規定による保護者の申出に相当の理由があると認めるときは、入学指定校の変更を許可することができる。

(委任)

第3条 この規則に別に定めるもののほか、必要な事項は教育長が別に定める。

附 則

1 この規則は、田辺町が市となる日〔平成9年4月1日〕から施行する。

2 田辺町内に在住する児童生徒が入学する学校を指定する規則(昭和41年田辺町教育委員会規則第2号)は、廃止する。

附 則(平成14年2月22日教委規則第5号)

この規則は、平成14年3月1日から施行する。

附 則（平成18年9月29日教委規則第9号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成19年6月29日教委規則第7号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成22年8月27日教委規則第8号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成23年2月8日教委規則第1号）

この規則は、綴喜都市計画事業南田辺北特定土地区画整理事業の換地処分  
の公告があった日の翌日から施行する。

附 則（平成26年4月1日教委規則第1号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（令和元年10月18日教委規則第5号）

この規則は、公布の日から施行する。

別表第1（第2条関係）

小学校

学校名	区域
大住	大住地区（大住池ノ谷の一部、大住大欠、大住大坪、大住女谷、大住 虚空蔵谷、大住小林、大住吸戸、大住関屋、大住責谷、大住峠谷、大 住時子林の一部、大住仲ノ谷、大住野上の一部、大住平谷、大住丸山、 大住竜王谷を除く。）
	大住ヶ丘一丁目、大住ヶ丘二丁目、大住ヶ丘三丁目
	花住坂一丁目、花住坂二丁目、花住坂三丁目
	松井乾角、松井魚田、松井大ヶ市、松井柏原、松井叶堂、松井鐘付田、 松井川田、松井北ヶ市、松井北川原、松井久保、松井古松井、松井里 ヶ市、松井諏訪ヶ原、松井相合、松井千原、松井直田、松井野田、松 井古川、松井向井、松井向山、松井山川、松井六ノ坪
田辺	河原地区（河原神谷、河原外島、河原東久保田、河原室垣外を除く。）
	興戸地区（興戸金林の一部、興戸北落延の一部、興戸南落延の一部、

	興戸和井田の一部を除く。)
	田辺地区 (田辺尼ヶ池、田辺狐川の一部、田辺外ヶ谷、田辺棚倉の一部、田辺ボヶ谷、田辺茂ヶ谷を除く。)
草内	飯岡地区
	草内地区 (草内馬橋の一部、草内大東の一部、草内禅定寺、草内鐘鉦割、草内美泥の一部を除く。)
	興戸金林の一部、興戸北落延の一部、興戸南落延の一部、興戸和井田の一部
	東鍵田、東西神屋の一部、東古森
	三山木石田の一部
三山木	多々羅七瀬川の一部、多々羅前田の一部、多々羅都谷の一部
	宮津地区
	三山木地区 (三山木石田の一部を除く。)
	同志社山手一丁目、同志社山手二丁目、同志社山手三丁目、同志社山手四丁目
普賢寺	打田地区
	高船地区
	多々羅地区 (多々羅七瀬川の一部、多々羅前田の一部、多々羅都谷の一部を除く。)
	天王地区
	普賢寺地区
	水取地区
田辺東	河原神谷、河原外島、河原東久保田、河原室垣外
	草内馬橋の一部、草内大東の一部、草内禅定寺、草内鐘鉦割、草内美泥の一部
	東地区 (東鍵田、東西神屋の一部、東古森を除く。)
松井ヶ丘	松井地区 (松井乾角、松井魚田、松井大ヶ市、松井柏原、松井叶堂、松井鐘付田、松井川田、松井北ヶ市、松井北川原、松井久保、松井古松井、松井里ヶ市、松井諏訪ヶ原、松井相合、松井千原、松井直田、

	松井野田、松井古川、松井向井、松井向山、松井山川、松井六ノ坪を 除く。)
	松井ヶ丘一丁目、松井ヶ丘三丁目、松井ヶ丘四丁目
	山手中央
	山手西一丁目、山手西二丁目、山手西三丁目
	山手東一丁目、山手東二丁目
	山手南一丁目、山手南二丁目、山手南三丁目、山手南四丁目
	大住虚空蔵谷の一部
薪	薪地区（薪狼谷、薪西山の一部、薪島の一部を除く。）
	甘南備台一丁目、甘南備台二丁目、甘南備台三丁目
	田辺尼ヶ池、田辺狐川の一部、田辺外ヶ谷、田辺棚倉の一部、田辺ボ ヶ谷、田辺茂ヶ谷
桃園	大住池ノ谷の一部、大住大欠、大住大坪、大住女谷、大住虚空蔵谷（一 部を除く。）、大住小林、大住吸戸、大住関屋、大住責谷、大住峠谷、 大住時子林の一部、大住仲ノ谷、大住野上の一部、大住平谷、大住丸 山、大住竜王谷
	大住ヶ丘四丁目、大住ヶ丘五丁目
	薪狼谷、薪西山の一部、薪島の一部
この表において、「大住地区」とは、町名が大住からはじまる地区をいい、 他「地区」についても同様とする。	

別表第2（第2条関係）

中学校

学校名	区域
田辺	田辺小学校区
	三山木小学校区
	普賢寺小学校区
	薪小学校区（薪城ノ内、薪水取、薪茶屋前、薪名松、薪北町田、薪桑 ノ木、薪狭道の一部を除く。）
大住	大住小学校区

	松井ヶ丘小学校区
	薪城ノ内、薪水取、薪茶屋前、薪名松、薪北町田、薪桑ノ木、薪狭道の一部
	桃園小学校区
培良	草内小学校区
	田辺東小学校区
打田地区、高船地区に在住する生徒にあっては、この表の規定にかかわらず、生駒市教育委員会の指定する学校に入学するものとする。	

議案第47号

令和5年度京田辺市教育委員会表彰について

京田辺市教育委員会表彰規則（昭和45年京田辺市教育委員会規則第2号）の規定により、別紙の者を表彰したいので、教育委員会の議決を求める。

令和5年9月20日 提出

京田辺市教育委員会教育長 山岡 弘 高

（提案理由）

本件は、京田辺市の教育、学術及び文化、並びにスポーツの振興発展に貢献した者について、京田辺市教育委員会表彰規則に該当する被表彰者及び感謝状の被贈呈者として提案するものである。



別紙

教育文化功労者表彰被表彰者候補者名簿

番号	氏名・団体名	功績
1	よねだ やすこ 米田 泰子	多年にわたり、京田辺ネットワークの会かがやきの会長を務められ、本市における教育及び文化の振興に多大な貢献をされた。
2	ふじもと れいしゅう 藤本 玲舟	多年にわたり、北部住民センター主催の書道教室の講師を務められ、本市における文化の振興に多大な貢献をされた。 また、京田辺市展懇話会委員長や京田辺芸術家協会会長、書道サークルの指導者も務められる等、顕著な功績が認められる。
3	なわ またすけ 名和 又介	多年にわたり、中央公民館主催の中国語教室の講師等を務められたほか、中国語学習サークルの指導者も務められ、本市における教育及び文化の振興に多大な貢献をされた。
4	ていすくえあ きょうと だんし T-SQUARE京都 (男子)	本年8月に京田辺市で行われた第36回全国小学生ハンドボール大会男子の部において優勝の成績をおさめられ、本市におけるスポーツの振興に寄与された。

感謝状贈呈候補者名簿

番号	氏名・団体名	功績
1	きむ ちよんらん 金 貞蘭	多年にわたり中央公民館主催の韓国語教室の講師等を務められたほか、韓国語学習サークルの指導者も務められ、本市における教育及び文化の振興に寄与された。

## ○京田辺市教育委員会表彰規則

昭和45年7月28日

教育委員会規則第2号

改正 平成12年10月5日教委規則第6号

平成15年10月29日教委規則第10号

(目的)

第1条 この規則は、京田辺市の教育、学術及び文化（以下「教育」という。）の振興発展に貢献したものを表彰することを目的とする。

(表彰の種類)

第1条の2 表彰は、次に掲げる種類とする。

- (1) 教育委員、教育長の表彰
- (2) 教育関係職員の表彰
- (3) 生徒、児童の表彰
- (4) 教育文化功労者表彰
- (5) 感謝状

(教育委員、教育長の表彰)

第2条 教育委員又は教育長で任期2期以上その職にある者又はあつた者について、表彰する。

(教育関係職員の表彰)

第3条 京田辺市教育委員会（以下「委員会」という。）は、京田辺市立の小学校及び中学校の校長及び教職員で、次の各号のいずれかに該当するものがあるときは、表彰する。

- (1) 職務上特に有益な調査研究、発明発見又は工夫考案をした者
- (2) 前号に定めるもののほか、委員会が表彰に値すると認められる業績又は行為のあつた者

(生徒、児童の表彰)

第4条 学校の生徒又は児童で次の各号のいずれかに該当するものがあるときは、表彰する。

- (1) 有益な調査研究、発明発見又は工夫考案をしたもの
- (2) 前号に定めるもののほか、表彰するに値すると認められる成績又は行為のあつた者

(教育文化功労者表彰)

第5条 学校、教育機関又は公共の団体その他のもので次の各号のいずれかに該当するものがあるときは、表彰する。

- (1) 教育の振興発展に貢献して、その功績が顕著なもの
- (2) 社会教育、社会体育、芸能等の文化活動において優秀な成績のあつたもの

(3) 前2号に定めるもののほか、委員会が表彰に値すると認められる業績又は行為のあったもの

(感謝状)

第6条 委員会は、教育の振興発展に寄与し、又は優れた善行により他の模範となるものに対して感謝の意を表することができる。

(表彰の方法)

第7条 表彰は、表彰状又は感謝状及び記念品を贈呈して行う。

(追彰)

第8条 この規則の規定により被表彰者としての要件を満たした者が、表彰を受ける前に死亡したときは、その遺族に表彰状又は感謝状及び記念品を贈る。

2 前項に定める遺族の順位は、次によるものとする。

(1) 配偶者（事実上、婚姻関係と同様の関係のあった者を含む。）

(2) 子

(3) 父母

(4) 孫

(5) 祖父母

(6) 兄弟姉妹

(表彰を行う日)

第9条 表彰は、11月3日（文化の日）に行う。ただし、必要に応じて臨時に行うことができる。

(被表彰者の選定)

第10条 被表彰者の選定は、教育長の推薦に基づき委員会が行う。

(被表彰者の登載)

第11条 被表彰者は、委員会保管の表彰者名簿に登載する。

(委任)

第12条 この規則に定めるもののほか、表彰に関して必要な事項は、教育長が別に定める。

附 則

この規則は、公布の日から施行し、昭和45年10月1日から適用する。

附 則（平成12年10月5日教委規則第6号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成15年10月29日教委規則第10号）

この規則は、公布の日から施行する。